戦略的中心市街地エネルギー有効利用事業費補助金			
戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金			
戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業費補助金	車輌及び運搬具	船舶法第四条から第十九条までの適用を受けない船舶（鋼船及び木船を除く。）	四
		モーターボート	四
		その他のもの	五
		特殊自動車（建設作業等に使用する自走式作業用機械を除く。）	五
		消防車、救急車、レントゲン車、散水車、放送宣伝車及び移動無線車	四
		モータースィーパー及び除雪車	四
		タンク車、じんかい車、し尿車、寝台車その他特殊車体を架装したもの	四
		小型車（じんかい車及びし尿車にあつては積載量が二トン以下、その他のものにあつては総排気量が二リットル以下のものをいう。）	三
		その他のもの	四
総合特区推進費補助金（研究開発に係るものを除く。）			
ソーラーシステム等普及促進対策費補助金（特定公共施設等用ソーラーシステム設置事業及び展示用ソーラーハウス設置事業に係るものに限る。）			
大規模石油災害対応体制整備事業費補助金			
対内投資等地域活性化立地推進事業費補助金			
太陽光発電出力予測技術開発実証事業費補助金			
太陽熱利用冷温熱装置実用化技術条件調査委託費			
炭鉱技術海外移転事業費補助金			
		前掲のもの以外のもの	四
		自動車（二輪又は三輪自動車を除く。）	四
		小型車（総排気量が〇・六六リットル以下のものをいう。）	四
		その他のもの	四
		貨物自動車	四
		ダンプ式のもの	四

戦略的中心市街地エネルギー有効利用事業費補助金			
戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金			
戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業費補助金	車輌及び運搬具	船舶法第四条から第十九条までの適用を受けない船舶（鋼船及び木船を除く。）	四
		モーターボート	四
		その他のもの	五
		特殊自動車（建設作業等に使用する自走式作業用機械を除く。）	五
		消防車、救急車、レントゲン車、散水車、放送宣伝車及び移動無線車	四
		モータースィーパー及び除雪車	四
		タンク車、じんかい車、し尿車、寝台車その他特殊車体を架装したもの	四
		小型車（じんかい車及びし尿車にあつては積載量が二トン以下、その他のものにあつては総排気量が二リットル以下のものをいう。）	三
		その他のもの	四
総合特区推進費補助金（研究開発に係るものを除く。）			
ソーラーシステム等普及促進対策費補助金（特定公共施設等用ソーラーシステム設置事業及び展示用ソーラーハウス設置事業に係るものに限る。）			
大規模石油災害対応体制整備事業費補助金			
対内投資等地域活性化立地推進事業費補助金			
太陽光発電出力予測技術開発実証事業費補助金			
太陽熱利用冷温熱装置実用化技術条件調査委託費			
炭鉱技術海外移転事業費補助金			
		前掲のもの以外のもの	四
		自動車（二輪又は三輪自動車を除く。）	四
		小型車（総排気量が〇・六六リットル以下のものをいう。）	四
		その他のもの	四
		貨物自動車	四
		ダンプ式のもの	四